

# ASAHI NEWS

令和6年11月11日  
第176号

朝日税理士法人 城南支社  
TEL:03-3700-3331  
FAX:03-3700-8942  
<http://www.asahitax.jp>



## ■■■ 11月の主な予定 ■■■

### 税務・会計

11月11日～17日：税を考える週間

11月15日：所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額(第2期分のみ)

12月 2日：所得税及び復興特別所得税の予定納税額の納付期限(第2期分)

12月 2日：個人事業税の納付期限(第2期)

### 経営・経済

11月08日：景気動向指数速報発表(内閣府)

11月15日：7～9月期のGDP速報値発表(内閣府)

11月16日：APEC首脳会議(リマ)

11月20日：貿易統計発表(財務省)

11月22日：全国消費者物価指数発表(総務省)

11月27日：第3四半期の米GDP改定値発表(米:商務省)

11月29日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



## 「総則6項についての高裁判決」

伝家の宝刀と呼ばれる総則6項の適用を否定する旨の東京高裁判決が8月28日に出され、**納税者が勝訴**しました。

相続人が同族会社(以下、A社)の株式を財産評価基本通達(以下、通達)に基づいて1株当たり8,186円で評価して相続税を申告したところ、課税庁は著しく不相当であると主張し、総則6項に基づいて1株当たり80,373円で評価する更正処分を行いました。なお高裁判決後、課税庁は上告を断念し、**納税者の勝訴**が確定しました。



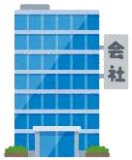
### 総則6項とは



**総則6項とは、通達第1章総則6項の略称です。**通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、**国税庁長官の指示を受けて評価する**、とされています。相続財産は、時価に基づき評価額を決定するとしていますが、一つ一つの財産について時価を調べることは困難であり、種類も多いため画一的な評価方法を決めるために、通達があります。実務上は、通常、通達に基づいて評価を行い相続税を計算します。ところが、通達によって評価をしても、**評価が著しく不相当であると課税庁が判断した場合には、通達の評価とは異なり課税庁側が評価額を決めるのが総則6項です。**

### 事案の概要

- A社は薬局の経営、医薬品の製造及び販売等を目的とする会社
- 相続開始前に被相続人はA社の譲渡を検討開始
- 平成26年1月16日、被相続人は買収会社であるB社と、相互に開示される情報の秘密保持契約を締結
- 平成26年2月28日、被相続人はみずほ銀行とM&A等のアドバイザー契約を締結
- 平成26年5月29日、被相続人はB社との間で、株式譲渡にむけて基本合意を締結した。譲渡価格は、63億円(1株当たり105,068円)。なお、基本合意は、譲渡契約の締結及び譲渡予定価格について、被相続人及びB社を法的に拘束するものではないとしていた。
- 平成26年6月11日、本件被相続人は死亡
- 平成26年7月14日、譲渡予定価格と同じ1株当たり105,068円で、株式譲渡契約を締結
- 相続人らは、A社株式を類似業種比準価額方式による評価額1株当たり8,186円と評価して相続税を申告
- これに対して、課税庁は評価通達の定めにより評価することが著しく不相当と認められるとして、総則6項を適用し、A社株式の評価を1株当たり80,373円として更正処分



### 判示内容

- ✓ 本件では、A社株式の評価を下げるような行為がなされたことはうかがわれない。
- ✓ 取引相場のない株式の交換価値は、専門的評価を得ない限り判明せず、M&Aの場合でも、高度な経営判断や交渉の結果等により価格が決定されるのであって、譲渡価格が交換価値を反映したものととは限らない。
- ✓ 国は、最高裁昭和61年12月5日判決は、相続開始時に売買契約成立に至っていなかったとしても、近い将来売買契約が成立し、売買代金債権に転化する可能性が高い場合には、その売買代金相当額が、交換価値の一つの基準になり得ると主張しているが、売買契約の成立前であって、売買契約が未だ成立していない場合とは明らかに状況を異にするものであって、近い将来における売買契約の成立及び売買代金債権への転化の蓋然性が高かったとも認めることができない。
- ✓ 評価通達6の適用に当たり、租税回避行為があることは要件とならないとするが、当裁判所はそのような要件が存するものと説示しているものではないから、主張に対する判断の必要はない。
- ✓ 本件売却価格が本件相続株式の客観的交換価値を反映したものであるとも主張するが、そのようなことは、相続開始時における交換価値について専門家による判定を行わない限り認定し得ないものであることは、前記説示のとおりであり、評価通達6を適用すべき特段の事情に該当するとはいえない。

## 小規模企業共済制度～生活の安定や事業の再建を図るための資金の準備を～

小規模企業共済は、事業主のための退職金制度といえるものです。小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための積立による共済制度で、廃業、死亡、老齢あるいは役員を退職した場合など、第一線を退いたときの生活の安定あるいは事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。



## 制度の概要

小規模企業共済制度は、国の機関である中小企業基盤整備機構が運営しており、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく小規模企業共済法に基づいた共済制度で、全国で162万人(2023年3月末現在)の方が加入されています。加入をすることで、将来に備えつつ掛金の積立による節税効果を受けられ、必要に応じて低金利の貸付制度を利用することもできます。また、共済金の受取については、ライフプランに合わせて一時払い又は分割払い、あるいは一時払いと分割払いの併用を選択することができます。

## 掛金と税務上の取り扱い

掛金は、小規模企業共済等掛金控除として課税対象となる所得金額から**全額を控除**することができるため、掛金が多いほど**節税効果**があります。また受取り時にも**税制面のメリット**があります。なお、掛金は共済契約者ご自身の収入から納付されることとなりますので、事業上の損金または必要経費に算入することはできません。

共 済 金		税 制 上 の 取 り 扱 い
掛金の支払い		<b>全額所得控除</b>
共済金の受取り (注1)	一時金による受取り	退職所得扱い
	分割による受取り	公的年金等の雑所得扱い
	死亡退職金としての受取り	相続税の対象 (「500万円×法定相続人の数」まで非課税枠あり)

(注1)任意解約や中小機構による共済契約の解除により解約手当金を受け取った場合は、一時所得となります。

## 月額掛金と加入資格

## ① 月額掛金

月々の掛金は、1,000円～70,000円まで500円単位で自由に設定することが可能で、加入後に掛金を増額又は減額することもできます。**掛金は、年末に一括して最大84万円を年払いすることができます。**

## ② 加入資格

対 象 者	個人事業の事業主・その共同経営者の方(個人事業主1人につき2人まで)、並びに小規模企業を経営している会社等の役員(役員登記され事業に従事している)の方で、常時使用する従業員の数の要件などを満たしている方	
業 種	建設業・製造業・運輸業・不動産業・農業・サービス業(宿泊業、娯楽業に限る)等	商業(卸売業・小売業)・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)
常時使用する従業員数(注2)	20人以下	5人以下

(注2)常時使用する従業員とは、共済加入時点で、正社員として雇用されている方をいい、個人事業主、共同経営者としての要件を満たす方(2人まで)、家族従業員、パート従業員、アルバイトなどの臨時に期間を定めて雇い入れをしている方を除きます。

## 貸付制度

納付した掛金から算定した貸付限度額の範囲内で様々な貸付制度(注3)を利用することができます。

(注3)「一般貸付け」、「緊急経営安定貸付け」、「傷病災害時貸付け」、「福祉対応貸付け」、「創業転業時・新規事業展開等貸付け」、「事業承継貸付け」、「廃業準備貸付け」があります。(一般貸付け 年利1.5%(2024年10月現在))